

件名	松前町印鑑条例の一部を改正する条例
主管課	町民課
関係課	
改正対象	松前町印鑑条例（昭和 51 年松前町条例第 21 号）
根拠法令等	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号） 印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）
制定（改正）理由	氏に変更があった者の旧氏による印鑑登録と印鑑登録証明書への旧氏の記載を行い、また印鑑登録証明書への男女の別の記載を失くすため
制定（改正）の主な内容	<p>【改正】 第 5 条第 2 項 旧氏により表された印鑑を印鑑登録できるようにする</p> <p>【改正】 第 6 条第 1 項第 3 号 住民票に旧氏の記載がされている場合には、印鑑登録原票にも旧氏を記載する</p> <p>【改正】 第 12 条第 1 項 住民票に旧氏の記載がされている場合には、印鑑登録証明書にも旧氏を記載できるようにし、証明書記載事項より男女の別を削る</p>
施行日	令和元年 11 月 5 日
<p>【その他参考事項】 印鑑登録システム改修に係る補正予算については、9 月議会同時提案</p>	